

3月16日(日)は

千葉県知事選挙の投票日です

申間町選挙管理委員会
☎(84) 1211

千葉県統一標語

「せんきよのひ カレンダーに まるしたよ！」

みなさんの大切な一票です。
棄権せず、必ず投票しましょう。

選挙の日程

▼告示 2月27日(木)

▼投票 3月16日(日)

午前7時～午後8時
町内の各投票所

投票できる方

平成19年3月17日以前に生まれた方で、令和6年11月26日までに横芝光町に住民登録され、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方(日本国籍を有する方)
※投票日までに県外へ転出した方は投票できません

令和6年11月27日以降に横芝光町に転入届を提出した方(前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方)は、前住所地で投票できる場合があります。

投票する際には、市区町村

で発行される「引き続き県内に住所を有することの証明書(住民課等で発行)の提示または投票所で投票管理者に対して「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要です。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などの理由で投票できない方は、次の期間に期日前投票ができます。

期日前投票期間

とき 2月28日(金)～

3月15日(土)

午前8時30分～午後

8時

ところ

役場1階
第3会議室

不在者投票

選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。

また、都道府県選挙管理委員会の指定した病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。身体に重度の障害等がある

投票所入場券

り、一定の要件を満たす方は、郵便により投票できる制度があります。手続に時間を要しますので、お早めにご連絡ください。

世帯ごとに、圧着式のはがきで郵送します。

入場券を紛失してしまったり、届いていない場合でも、選挙権を有し選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込により配布します。

公共施設等にも備え置きませんが、新聞を購読していない方には郵送します。希望する方は選挙管理委員会へ電話でお申し込みください。

